

神戸大学の大学院に進学したら！！（山地秀俊君）

昭和45年4月。広瀬寮。彼は大学1年。私は大学院1年。神戸大学に落ちたことにひどく落ち込んでいた。私の部屋で簿記の初歩から学習開始。驚異的な学習力に驚嘆。その後時を経て、神戸大学の経済経営研究所の所長にまで栄進。会う度に、あの一言のお蔭と言ってくれる。本人の努力以外の何物でもないが。



(竹内)

研修会・懇親会へのご案内

1. 日時・場所

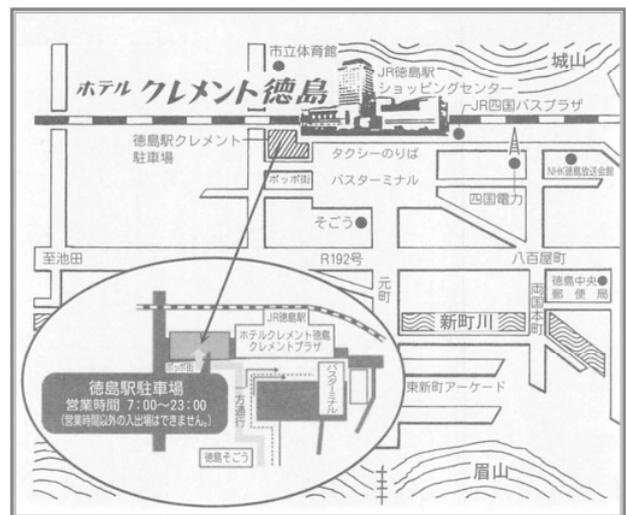
平成29年8月25日（金）

ホテルクレメント徳島

研修会 4階 クレメントホール西中

懇親会 3階 金扇（キンセン）

懇親会ご出席の方には、
ホテルより駐車割引券が発行されます。
当事務所受付案内へお申し出下さい。



2. 研修会（14:30～17:45）

① 『働き方改革って何だろう』（14:30～15:30）

講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子 氏

② 『消費税の今後の展望』（15:45～16:30）

講師 さくら税理士法人 所長補佐 孝志 洋平
公認会計士・税理士

③ 『補助金を経営に活かす』（16:45～17:45）

講師 株式会社 阿波銀行 里 正彦 氏
営業推進部副部長（地方創生推進室担当）

3. 懇親会（18:00～20:00）

※懇親会のみ参加費が必要となります。



お知り合いの方をお誘い合わせのうえ、ご参加頂けますことを
役職員一同お待ち申し上げます。【要予約】

個人情報保護法の適用範囲拡大について

平成29年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行により、中小企業をはじめとするすべての事業者が個人情報保護法の適用対象となりました。

ここでいう「事業者」には、営利・非営利を問わず、個人情報をデータベース化して事業活動に利用していれば該当します。このため、企業だけでなく、個人事業主・NPO法人・自治会・同窓会等も該当し得ます。

また、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。

(例)「氏名」、「生年月日と氏名の組合せ」、「顔写真」等

☆個人情報保護法の4つの基本ルール

①取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。

②保管

- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。

③提供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

④開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

冒頭でも触れたように、改正前では対象外だった、5,000人分以下の個人情報を取り扱う小規模な事業者にも、改正法が適用されます。不測のトラブルの予防のためにも、改正後の個人情報保護法の確認をされてみてはいかがでしょうか。

個人情報保護委員会のHPIにおいて、法令・ガイドライン等についての詳しい情報や相談窓口、中小企業者向けサポート情報等が詳しく掲載されていますので、ご興味のある方はご一読ください。

(個人情報保護委員会ホームページアドレス <https://www.ppc.go.jp/>)

(大寺)

改めて確認しておきたい割増賃金率



今後、中小企業においても1ヶ月の法定時間外労働が月60時間を超える場合に5割以上の割増賃金の支払いが義務付けられる方向(施行時期は未定)で議論が進んでいます。その前提となる割増賃金率について改めて確認してみたいと思います。

種類	支払う条件	割増賃金率
時間外労働	法定労働時間を超えて時間外労働をさせた場合	25%以上
	時間外労働が限度時間(1ヶ月45時間、1年360時間等)を超えて労働させた場合	25%以上 ※1
	時間外労働時間が1ヶ月60時間を超えて労働させた場合 ※2	50%以上
法定休日労働	1週1日あるいは4週4日の法定休日に休日労働させた場合	35%以上
深夜労働	午後10時から午前5時までの深夜の時間帯に労働させた場合	25%以上

※1 25%を超える率とするよう努めることとされています。

※2 中小企業については、当分の間、猶予措置があります。

過重労働防止の観点のみならず、割増賃金率の上昇による人件費の増加を抑制するためにも、いまの段階から残業時間の削減に取り組むことが求められます。

(松村)

7月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
健保・厚年の報酬月額算定基礎届<7月1日現在>(年金事務所)
労働保険料概算・確定申告書の提出(労働基準監督署)
労働保険料の納付(郵便局または銀行)
労災保険一括有期事業報告書提出(労働基準監督署)

18日 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書提出(公共職業安定所)

31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満4月~6月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

※ 全国安全週間(1日~7日)
勤労青少年の日(第3土曜日)

●●○ 交通事故における各種の保険制度 ○●○

車の運転は、自動車事故にいたるリスクが常につきまとっています。
 今まで自動車事故を起こしたことがない方でも、可能性がないとは限りません。
 いざそうなった時、自賠責保険だけでは心もとないものです。
 任意保険は、自賠責保険では補償できない範囲を幅広くカバーするため、自動車事故におけるリスクヘッジになります。



●自動車保険(任意保険)

車の事故により、他人を死傷させたり、他人の車を壊してしまったりした場合の賠償金、自分のケガ、自分の車の損害などに総合的に備える保険



(さくらビジネス)

	ケガの補償	モノの補償
相手への補償	相手にケガをさせた ・対人賠償保険	相手のモノを壊した ・対物賠償保険
自分への補償	自分や同乗者がケガをした ・人身傷害保険 ・搭乗者傷害保険 ・無保険者傷害保険 ・自損事故保険	自分の車が壊れた ・車両保険

●●○ マイナス金利が会計に与える影響① ～割引計算について～ ○●○

今回は、マイナス金利が会計に与える影響について、基礎となる考え方である割引計算を解説します。

会計基準において、将来必要になる債務を現在の価値にして計上することを求められることがあります。例えば、退職給付会計基準では、従業員が将来退職するときに発生する退職金のうち要件を満たすものについては、今必要な金額がいくらかを見積って計上することとされています。この見積り時に用いられる計算が割引計算です。

それでは、仮に、今から2年後に121万円の退職金が必要とした場合、今いくら用意すればよいのでしょうか。この計算をする場合、会計基準では、今あるお金を国債等の安定的な債券で運用することを前提とします。そこで、国債の利率が年10%として、2年間運用したと仮定して計算してみます。

利率が10%ということは、2年後の121万円を(1+利率)で割ると、今から1年後の金額になります。その金額をさらに(1+利率)で割ると、今の金額になります。

年数	金額	割引率
2年後	121万円	-
1年後	110万円	$1 \div (1 + 10\%) = 90.9\%$
今	100万円	$90.9\% \div (1 + 10\%) = 82.6\%$

左記の計算結果を見ると、金利10%時において、2年後に121万円が必要な場合は、今100万円を用意しておけばよいことが分かりました。

今回は、割引計算を前提として、マイナス金利が与える影響を解説します。

(孝志洋)

●●○ 経営者保証に関するガイドライン ○●○

現在、中小企業が金融機関に融資を依頼する際に、経営者による個人保証を求められることが多いと思います。しかし、経営者による個人保証は、思い切った事業展開や早期の事業再生などが阻害されてしまうという問題があります。

このような問題に対応するため、中小企業庁と金融庁の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会によって、「経営者保証に関するガイドライン」が策定されています。

「経営者保証に関するガイドライン」とは、経営者による個人保証に依存しない融資を促進することを目的として、個人保証に依存しない融資や、事業が破たんしても一定の生活費を債務者に残すことができるような融資となるように会社・債権者・保証人の対応を求める指針です。具体的には、中小企業には経営の健全性や透明性の確保、財務基盤の強化が、金融機関には経営者の個人保証によらない形での融資の充実を図ることがそれぞれ求められています。なお、このガイドラインは法律ではないため強制力はありませんが、中小企業の経営者側と金融機関側双方が自発的に尊重して、遵守することが期待されています。

経営者保証に関するガイドラインに従って融資を受けることを希望する場合には、「経営者保証等の必要性に関するチェックリスト」を金融機関に提出することなどが求められています。融資をお考えであれば、一度金融機関にご相談してみたいかがでしょうか。

(天羽)

●● 自賠責保険収入の収益計上時期 ●●

自動車で交通事故を起こした時、自賠責保険を使って治療を行うことがあるかと思います。今回は患者が自賠責保険を使って治療を行った場合、病医院ではどの時点で診療収入を計上すべきかを説明します。

自賠責収入は自動車損害賠償責任保険の収入で、病院から各損害保険会社に対して患者ごとに請求しますが、請求から入金までのサイクルが一定でないことから、管理を煩雑にさせないために入金時に集計計上するケースがあります。

治療が終了して保険会社に請求しても、過失相殺の争点をめぐって保険会社と被害者である患者との間に係争が続くと、入金期間も長期化しがちです。

しかし、税務上は自賠責収入に関しても収益の発生時点である治療終了時に計上することが原則です。入金ベースで収益計上している場合には、期末に自賠責収入の未収計上を行う必要があります。

(後藤)

●● 取引相場のない株式の評価の改正の影響 ●●

取引相場のない株式の評価方法のうち、類似業種比準価額の計算方法について一部改正されました。この改正は、平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した株式の評価より適用されます。

類似業種比準方式により株価を計算する場合、平成28年までは、利益に3倍のウエイト付けをして計算をしたので、高利益の会社の株価は高くなっていました。しかし、今回の改正により、利益のウエイトが1倍(配当や純資産と同比率)になったため、好業績の会社にとっては、改正前と同じ利益であったとしても、株価が今までより低く計算されると予想されます。一方で、過去の利益の蓄積が多く、内部留保の厚い会社については、1株当たりの純資産価額の比重が5分の1から3分の1と大きくなりますので、改正前より株価が高くなる可能性があります。

(坂田)

7月の税務

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限...7月31日 2 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限...7月18日 3 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限...7月中において市町村の条例で定める日 4 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限...7月10日(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付) 5 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限...7月31日 6 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限...7月31日 | <ul style="list-style-type: none"> 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限...7月31日 8 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限...7月31日 9 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限...7月31日 10 消費税の年税額が4800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限...7月31日 <p>※ 税理士法施行66周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行</p> |
|---|--|



当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪ よろしくお願いたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.sou-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

